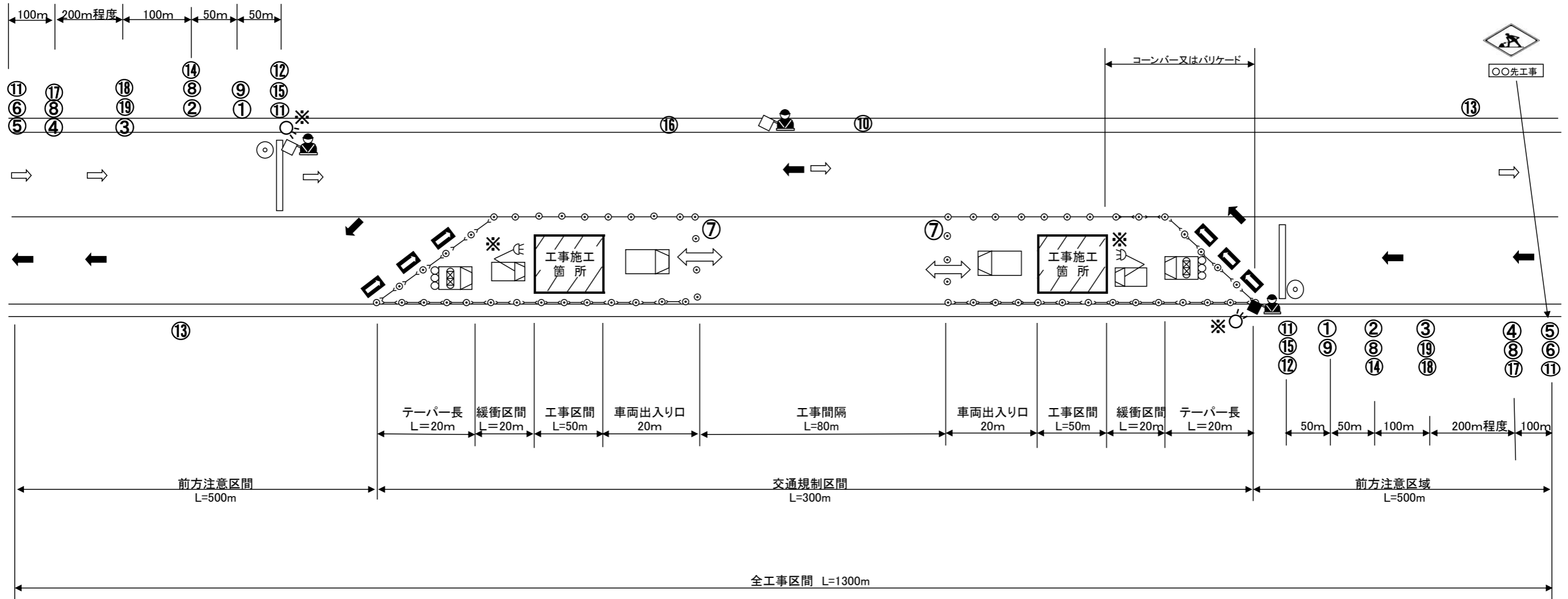


# 8-1片側交互通行規制標準図

2車線-片側交互通行

舗装修繕工事等



凡 例	
	工事車両 出入口
	照 明
	交通整 理員
	照明車
	作業車
	セーフティ コーン(反射 式)
	矢印板
	コーンバー又 はバリケード
	照明灯
	補助標識(縮 り・区間内・終 り)

- 注1) 工事起終点に固定看板(⑪⑫⑬)を設置する。
- 注2) 徐行標識(⑧)については、補助標識により起終点を明示する。
- 注3) 標識は、路面より4m程度の高さとする。なお、標識車の場合で移動する場合は車両制限令の3.8m以下とする。
- 注4) 交通整理員の手旗は赤白とし、大型(50cm角以上)のものを使用する。(夜間作業においては視認性のよい誘導灯(赤色)を使用する。)
- 注5) 交通整理員の安全を考慮するとともに、交通整理員には他の作業はさせない。
- 注6) 夜間は交通整理員を視認しやすいように照明を設置する。
- 注7) 回転灯は、赤色又は黄色とし、高く視認しやすくする。ただし、赤色を使用する場合は所轄警察と協議すること。
- 注8) ※印は夜間作業のみ。
- 注9) 夜間は保安灯(スズラン灯、チューブライト式を含む。)を設置する。